

答 申 書
(答 申 第 235 号)
平成 29 年 3 月 17 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が別紙 1 の表の右欄に掲げる部分を非開示として一部開示決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇〇〇所有に係る放置違反とされる第〇〇〇〇号についての証拠とされる関係資料のすべて。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報を①「放置車両確認標章（控え）（平成〇年〇月〇日作成）」（以下「確認標章（控え）」という。）、②「放置駐車違反車両の取扱い状況について（平成〇年〇月〇日作成）」（以下「報告書」という。）と特定し、その一部が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 項 2 号情報」という。）に該当するとして平成 28 年 7 月 5 日付け道本交指（駐）第 42 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分の撤回を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2 項 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 2 項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第 2 号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を 5 つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関が 2 項 2 号情報に該当するとして非開示とした部分は、「警察官の氏名及び印影」、「職員番号」、「放置駐車違反の取締状況及び放置車両の具体的な違反状況が記録されている部分」であり、実施機関は次のとおり主張する。

(ア) 警察官の氏名及び印影については、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名及び印影が記載されており、これらが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) 職員番号については、職員固有の番号であり、捜査活動における一定業務の個人識別番号として使用していることから、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が、当該番号を利用して不正に警察情報を入手するなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) 放置駐車違反の取締状況及び放置車両の具体的な違反状況が記録されている部分については、

「確認標章（控え）」のうち、

- 現場略図、「車両情報」のうち「車名」欄、「塗色」欄、「車内の確認及び外周の状況等」欄及び「除外指定車許可証の掲出」欄、「車両照会」欄、「回答結果」欄、「反則告知」欄、「提出前チェック」欄、「備考」欄、「告知番号」欄並びに添付写真の全部又は一部「報告書」のうち、

- 「4 違反車両」、「7 取扱いの経過」、添付図面、添付写真及び照会関係資料の記載事項の全部又は一部

であり、これらには特定の放置駐車違反の取締状況及び放置車両の具体的な違反状況が記録されており、これらが明らかになると、違反者等に有利な情報を与え、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 実施機関に対し、それぞれの「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(7) 警察官の氏名及び印影について

「確認標章（控え）」及び「報告書」には、特定の警察官の氏名及び印影が記録されている。

本件処分で氏名及び印影を非開示とした警察官は、重要又は特異な事件事故等が発生した場合において、犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事することがあり、当該警察官の氏名が明らかになると、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査対象者等から対抗措置を講じられるなど、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため、2項2号情報に該当すると判断したものである。

(4) 職員番号について

「確認標章（控え）」には、職員番号が記録されている。

職員番号は、北海道警察職員個々に割り振られた職員固有の番号であり、警察情報へアクセスする際の個人識別番号として使用していることから、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が当該番号を利用して不正に警察情報を取得することを容易にし、今後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため、2項2号情報に該当すると判断したものである。

(5) 駐車違反の取締状況及び違反車両の具体的な違反状況が記録されている部分について

a 現在捜査中の事件捜査への支障について

放置駐車違反の責任は、違反の原因行為者である運転者が第一義的に負うべきものであり、当該運転者を自認する者が警察署等へ出頭してきた場合には、道路交通法違反事件の容疑者として同人に対する取調べを行い、同人の供述内容が「確認標章（控え）」及び「報告書」において非開示とした捜査内容と符合し矛盾がないかなど、違反行為を行った運転者でなければ知り得ない供述がなされるかを確認し、当該運転者であることを認定した場合には、反則告知を原則とした運転者責任追及の措置を講ずることとなる。

本件放置駐車違反は、運転者が未出頭の未決事件として捜査中の道路交通法違反事件であり、当該放置駐車違反の取締状況及び具体的な違反状況が明らかになると、当該放置車両の使用者や運転者が、自身への責任追及を免れるため、第三者を身代わりとして出頭させ、捜査機関が把握する事実即ち供述をさせることが容易となるなど、未決事件の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

b 今後の捜査への支障について

また、これらの情報は、警察官が放置駐車違反を現認し、違反事実を立証するために行った取締りの状況及び違反事実を認定した具体的な違反状況を記録したものであることから、開示することにより、放置駐車違反取締りの具体的な手法、体制、着眼点等が明らか又は推認されることとなり、違反の摘発を逃れるための対抗措置を講じられるなど、今後の捜査に支障が生ずるお

それがあると認められるため、2項2号情報に該当すると判断したものである。

エ これらの説明から、実施機関は当審査会に対し、本件非開示部分と捜査等の関係を具体的に示しており、それらによれば、本件非開示部分を開示した場合、特定の警察職員の氏名、印影及び職員番号が明らかになることにより、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査対象者等から対抗措置を講じられるなど、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、駐車違反の取締状況又は違反状況が明らかになることにより、放置駐車違反の取締りの手法等の分析が可能となり、摘発を不当に逃れるための対抗措置を講じられるなど、現在捜査中の事件捜査及び今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

よって、本件非開示情報は未解決の刑事事件における重要な証拠であり、これらを開示すると犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

オ したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、「車名」欄、「塗装」欄など、請求人使用の車両に係る情報について不開示部分がある理由について明らかにするよう主張する。

また、請求人は、実施機関が開示しない理由として、「違反者等に有利な情報を与え、対抗措置を講じられるなど」としているがそれは理由にならない旨主張する。

イ 放置駐車違反は道路交通法において最高15万円以下の罰金が規定されている危険性、迷惑性の高い違反行為であり、また、車両情報は放置駐車違反の重要な捜査資料である。

駐車違反の身代わり出頭は、兵庫県内の運送会社の元役員ら21人が犯人隠避罪などで大阪府警に検挙されている他、東京都内の運送会社の社員ら6人が犯人隠避罪などで警視庁に逮捕されている。

このように違反車両の運転者や使用者が運転免許の停止や車両の使用制限などの処分を逃れるために、身代わりを出頭させることが現実にある以上、「確認標章(控え)」や「報告書」に記載されている捜査内容を開示することは、身代わり出頭の犯罪行為を容易にするなど、事件捜査に支障が生ずる蓋然性が非常に高いと認められるものである。

なお、本件非開示部分のうち、警察職員の氏名については放置車両に貼付された放置車両確認標章に記載がされているため、それを見た者であれば知りうる内容である。しかし、請求人が放置車両確認標章を受領したか否かは不明であることから、これについても、開示することにより、事件捜査に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の判断は妥当である。

ウ これらのことから、上記請求人の主張については、条例の解釈適用を左右するものではなく、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年11月4日	○ 諮問書の受理（諮問番号537） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③補正命令書の写し、④審査請求補正書の写し、⑤個人情報開示請求書の写し、⑥個人情報一部開示決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
平成28年11月8日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成28年12月20日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年1月31日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年3月9日 （第88回全体会）	○ 答申案審議
平成29年3月17日	○ 答申

別紙 1

○本件諮問事案に係る対象個人情報

公文書名	開示をしない部分
放置車両確認標章（控え）（平成○年○月○日作成）	警察官の氏名及び印影 職員番号 現場略図、「車両情報」のうち「車名」欄、「塗色」欄、「車内の確認及び外周の状況等」欄及び「除外指定車許可証の掲出」欄、「車両照会」欄、「回答結果」欄、「反則告知」欄、「提出前チェック」欄、「備考」欄、「告知番号」欄並びに添付写真の全部又は一部
放置駐車違反車両の取扱い状況について（平成○年○月○日作成）	警察官の氏名及び印影 「4 違反車両」、「7 取扱いの経過」、添付図面、添付写真及び照会関係資料の記載事項の全部又は一部